

～ あなたの「学びたい」を応援します！ ～

## 対馬市奨学資金基金奨学生募集要項

対馬市では、経済的な理由により就学が困難な学生に学資を貸与し、優秀な人材を育成することを目的とした「対馬市奨学資金基金」を設置しております。

卒業後、市内定住や就業などの条件を満たした場合、返還すべき奨学金の返還を猶予・免除する規定を備えた、対馬市の未来を担う子ども達の『学びたい』を支援する奨学金制度です。

### 奨学生の資格

- ◇ 本人又は保護者が対馬市に住所を有する方
- ◇ 高等学校(市内に限る)、大学、短期大学、専修学校(専門課程)、大韓民国の大学校に在学又は進学を予定している方
- ◇ 他からの奨学金を受給していない方
- ◇ 品行方正、学業優秀、健康であること
- ◇ 経済的理由により就学が困難であると認められること

### 学力の基準

学校種別	評価の基準
高等学校・大学・短期大学 専修学校(専門課程) 大韓民国の大学校	中学校及び高等学校等の学習成績の評定を、全履修科目について5段階評価により算出し、平均値が <u>3.0以上</u> であること

### 所得の基準

- ◇世帯の市県民税額が40万円以内であること。

### 奨学生の申込期間

区分	期間
在学申込	4月10日～5月10日
予約申込	10月1日～12月28日 ※翌年度の4月に、高等学校・大学等に進学を予定している方が対象

## 奨学生の申込手続き

◇奨学生願書（様式第1号）に下記の書類を添えて、在学している校長又は学長を経由して、対馬市教育委員会へ提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	留意事項
1 <input type="checkbox"/>	奨学生願書 （様式第1号）	○申込者本人が作成し、在学している学校を経由して提出してください。 ○連帯保証人（対馬市内に住所を有し、独立の生計を営んでいる方）2人の連署が必要です。
2 <input type="checkbox"/>	奨学生推薦調書 （様式第2号）	○新1年生は、卒業校の校長又は学長の証明 ○新2年生以上は、在学校の校長又は学長の証明 ○予約申込の場合は、在学校の校長又は学長の証明
3 <input type="checkbox"/>	在学証明書	○在学申込の場合は、申込時に提出してください。 ○予約申込の場合は、入学後速やかに提出してください。
4 <input type="checkbox"/>	成績証明書	○新1年生は、卒業校発行の証明書 ○新2年生以上は、在學校発行の証明書 ○予約申込の場合は、在學校発行の証明書
5 <input type="checkbox"/>	住民票謄本	○本籍・続柄を記載してください。 ○家族が別居（住民票別）の場合は、別途提出が必要です。
6 <input type="checkbox"/>	健康診断書	○医師の診断を受けてください。（任意様式可）
7 <input type="checkbox"/>	課税証明書 （非課税証明書）	○世帯全員の課税証明書（世帯課税証明書・非課税証明書）が必要です。
8 <input type="checkbox"/>	納税証明書	○世帯全員（課税されている方）の納税証明書が必要です。
9 <input type="checkbox"/>	承諾書	○申込者本人及び保護者の連署が必要です。

※ 奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、対馬市ホームページからダウンロードできます。

### 奨学金の貸与月額・貸与期間

学校種別	区分	貸与月額	貸与期間等
	高等学校		
自宅外通学		2万3千円以内	
大学・短期大学・専修学校（専門課程） 大韓民国の大学校		5万円以内	○貸与月額の範囲内で希望する額

### 奨学生の決定

◇対馬市奨学資金基金運営委員会に諮って、奨学生を決定します。

### 奨学金の貸与

◇奨学金は、3カ月ごとに（年4回）奨学生が指定する金融機関の口座に振り込みます。

### 奨学金の返還

区分	返還期間	備考
高等学校	5年	○奨学金は、無利子 ○貸与期間満了の翌月から1年経過した後、半年賦又は年賦により全額を返還してください。 ○返還猶予・返還免除の制度があります。
大学・短期大学 専修学校（専門課程） 大韓民国の大学校	10年	
高等学校から上級学校 に進学した場合	15年	

## 奨学金の返還猶予・返還免除

◇奨学生であった方が、下記の理由に該当するとき、返還の猶予を受けることができます。

返 還 の 猶 予	(1) 上級学校に進学したとき (2) 疾病その他特別の理由により返還が困難であるとき (3) 対馬市に定住（5年以上居住）する意思があり、かつ、就業（官公署への就業は除く。）しているとき (4) その他市長が必要と認めるもの
-----------	--

◇奨学生であった方が下記の理由に該当し、貸与を受けた奨学金にかかる返還未済額のうち、返還額の全部又は一部の返還の免除を受けることができます。

返 還 の 免 除	(1) 返還完了前に死亡したとき (2) 心身障害又は疾病により、返還が困難と認められたとき (3) 市長が特別の理由があると認めたとき (4) 対馬市に5年以上居住、かつ、就業していると認められたとき (5) その他市長が必要と認めるもの
-----------	--

「対馬市奨学資金基金」の詳しい内容については、対馬市教育委員会へお尋ねください。



### 対馬市教育委員会 教育総務課

〒817-1301 対馬市峰町三根451番地

☎ 0920 (88) 2000 FAX 0920 (88) 2005

メールアドレス t\_kyouiku@city-tsushima.jp

ホームページ <http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>